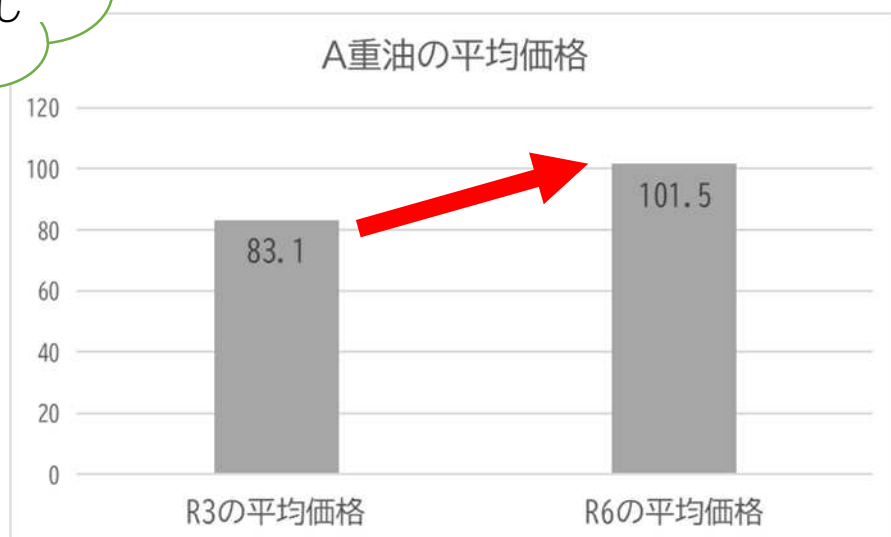


施設園芸に取り組む農業者の皆さま

施設園芸燃油高騰対策 事業費補助金

燃油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者の経営の安定を図るため、燃油（A 重油及び灯油）の購入経費への支援として、燃油価格の増加分を補助金として交付します。

燃料が高騰しているけれど
農産物の価格を急激に
上げることもできないし
どうしよう…



受付期間	令和7年11月5日（水）から12月12日（金）
受付場所	川崎市農業技術支援センター
対象者	本市で施設園芸を行う農業者
対象経費	令和7年4月から令和8年3月に施設園芸に使用する燃油（A重油及び灯油）
補助金額	対象燃油1リットルあたり19円

<申請・問合せ先>

川崎市農業技術支援センター

住所 川崎市多摩区菅仙谷3-17-1

電話 044-945-0153 FAX 044-945-6655

詳しくは裏面



施設園芸燃油高騰対策事業費補助金の概要

対象者	本市で施設園芸を行う農業者（市民税を滞納していない者）
対象経費	令和7年4月～令和8年3月に施設園芸に使用する燃油（A重油及び灯油） ※令和7年11月～令和8年3月の使用分（見込み）については、前年同月の実績を基に申請していただきます。
補助金額	対象燃油1リットルあたり19円
申請に必要な書類	<様式類> ① 交付申請書（第1号様式、別表あり） ② 誓約書兼同意書 <添付書類> ③ 施設の位置図 ④ 施設面積がわかる書類（図面、固定資産税課税明細等） ⑤ 令和6年11月～令和7年10月に施設園芸のために購入した燃油量とその支払いが確認できる書類（請求書、納品書、領収書）
申請受付期間	令和7年11月5日（水）から12月12日（金）
交付決定	令和8年2月（予定）
補助金の交付	令和8年3月（予定）

※ 施設面積の増減がある場合は対象経費の算定方法が異なる場合があります。詳しくは、公募要領及び補助金交付要綱をご確認ください。

申請から補助金受領までの流れ

